

船舶事故調査報告書

平成21年10月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員長 後藤 昇 弘
 委員 楠 木 行 雄
 委員 横 山 鐵 男（部会長）
 委員 山 本 哲 也
 委員 根 本 美 奈

事故種類	火災
発生日時	平成20年10月12日 10時30分（日本標準時、以下同じ）ごろ
発生場所	インド洋東部 （概位 南緯09°20′ 東経88°59′）
事故調査の経過	平成20年10月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{れいかん} 玲翰丸、409トン 130778、玲豊漁業株式会社 57.00m×9.10m×3.85m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成元年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 三級海技士（航海） 免許年月日 昭和48年6月22日 免状交付年月日 平成20年9月30日 （平成26年6月16日まで有効） 船長が漁労長を兼務し、中国人船員4人及びフィリピン人船員20人を統括していた。
死傷者等	負傷 1人（機関員）
損傷	全損（火災発生後、沈没）
事故の経過	本船は、船長ほか乗組員24人が乗り組み、シンガポール港を出港してインド洋で操業中、平成20年10月12日10時30分ごろ、居住区画の右舷側後方にあるプロパンガス容器格納室で爆発が発生し、火災となった。 船長は、プロパンガス容器格納室付近から火柱が上がっているのを見て海水ポンプを始動させ、乗組員が持ち運び式泡消火器と放水による消火を試みたが、爆発が断続的に続き、短時間で周辺に火勢が拡大したので、11時00分ごろ、同じ海域で操業中の僚船に救援を依頼した。乗組員は、全員救命いかだで本船を離れ、12時00分以降に来援した僚船の1隻に乗り移った。 本船は、総員退船後3週間以上燃え続けたのち、タグボートで最寄りの港へのえい航が開始された直後の11月6日02時ごろ、南緯9°33′ 東経76°35′ 付近で沈没した。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 6 海象：波高 2～3m</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>乗組員は、船舶安全法に定められた最大搭載人員（22人）を超えた人数が乗り組んでいた。また、船舶職員法に定められた乗組員（船長、一等航海士、二等航海士、機関長及び一等機関士）については、船長の配乗以外は配乗基準を満たしていなかった。 船内安全衛生委員会の運用が行われていなかった。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="515 454 815 499">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="815 454 1457 499">不明</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 499 815 544">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="815 499 1457 544">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 544 815 589">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="815 544 1457 589">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 589 815 1014">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="815 589 1457 1014"> <p>火災の端緒となった爆発は、プロパンガス容器格納室にプロパンガス（10本の容器のうち5本がフル充填状態で予備として格納され、残り5本が並列に接続され使用中であった。）が漏えいして何らかの火源で引火したことによるものと考えられる。 プロパンガス配管等の安全点検が行われていなかったため、プロパンガス配管等にガス漏れが生じていることに気付かないまま使用されていた可能性があると考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>火災の端緒となった爆発は、プロパンガス容器格納室にプロパンガス（10本の容器のうち5本がフル充填状態で予備として格納され、残り5本が並列に接続され使用中であった。）が漏えいして何らかの火源で引火したことによるものと考えられる。 プロパンガス配管等の安全点検が行われていなかったため、プロパンガス配管等にガス漏れが生じていることに気付かないまま使用されていた可能性があると考えられる。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>火災の端緒となった爆発は、プロパンガス容器格納室にプロパンガス（10本の容器のうち5本がフル充填状態で予備として格納され、残り5本が並列に接続され使用中であった。）が漏えいして何らかの火源で引火したことによるものと考えられる。 プロパンガス配管等の安全点検が行われていなかったため、プロパンガス配管等にガス漏れが生じていることに気付かないまま使用されていた可能性があると考えられる。</p>								
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が操業中、プロパンガス容器格納室に漏えいしたプロパンガスが、何らかの火源で引火爆発したため、周囲の可燃物に着火して火災となったことにより発生したものと考えられる。 爆発に至る経過は明らかにすることができなかった。</p>								